

令和3年官民人事交流に関する 年次報告の概要

人事院は、去る3月25日、国会及び内閣に対し、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」の規定に基づき、令和3年における官民人事交流の状況を報告しました。

この年次報告は、官民人事交流制度の透明性を確保するため、前年(令和3年)の交流の状況を公表するものです。

人材局企画課

1 はじめに

官民人事交流は、国の機関から民間企業へ派遣される交流派遣と、民間企業から国の機関に採用される交流採用からなっています。

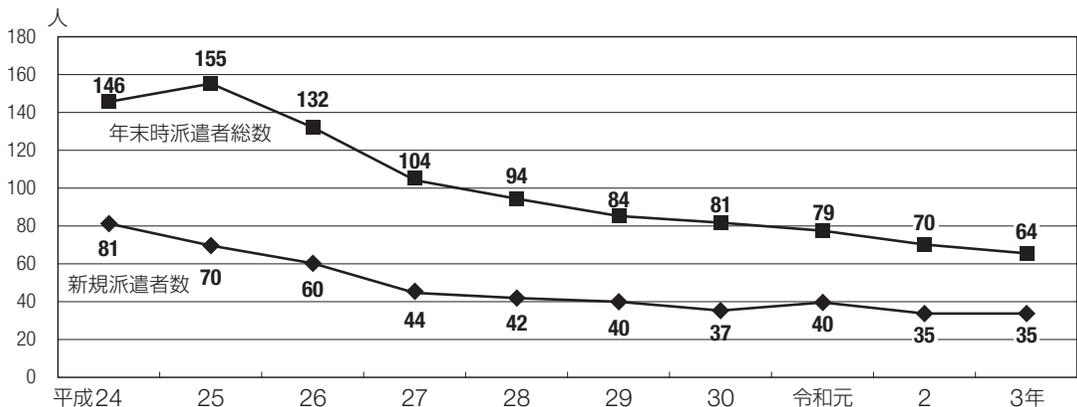
本制度は、人事交流を通じて官民の相互理解を深めるとともに、官民それぞれの組織の活性化と人材の育成を図ることを目的として、人事院の意見の申出(平成九年)に基づき創設され、平成一二年三月二日に施行されました。

2 令和三年の交流の状況

令和三年中に交流派遣職員であった者は一〇五人、交流採用職員であった者は八三四人で、令和元年(平成三一年)から令和三年までの間に交流派遣後職務に復帰した職員は一二七人でした。

令和三年における新規の交流派遣者数は三五人(令和二年は三五人)、新規の交流採用者数は三〇八人(令和二年は二四八人)で、新規の交流採用者数は過去最多となりました。また、令和三年末時点で交流派遣中の人数は六四人、交流採用中の人数は五八五人となっています。(図及び表参照)

図1 交流派遣



注) 「年末時派遣者総数」及び「年末時在職者数」は、各年12月31日現在。

図2 交流採用

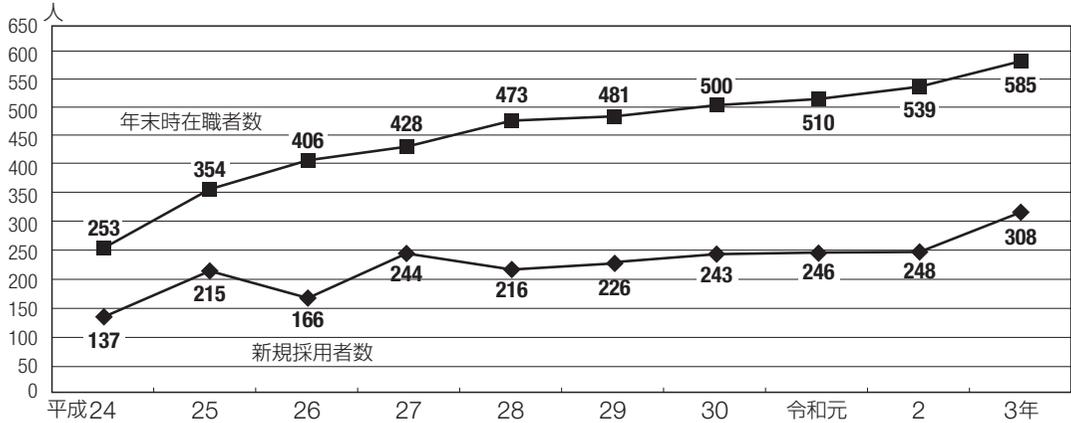


表 府省等別状況

①交流派遣(官→民)

(単位：人)

府 省	年	新規派遣者数			派遣者総数	
		令和2	令和3	累計	令和2	令和3
会計検査院			3	9	1	3
人事院				1		
内閣官房				3		
内閣府	1	1	14	1	2	
宮内府			—			
公正取引委員会			1			
警察庁		1	3	2	1	
金融庁	2	6	57	7	7	
消費者庁			—			
デジタル庁			—			
総務省	2	2	86	5	4	
法務省			3			
外務省			4	2		
財務省	2		19	3	1	
国税庁			—			
文部科学省	1	1	16	2	1	
スポーツ庁			—			
文化庁			—			
厚生労働省	7	2	72	9	5	
農林水産省	3	1	54	5	4	
林野庁		2	21	4	3	
水産庁			1			
経済産業省	6	4	138	10	11	
資源エネルギー庁			1			
特許庁	1		14	3	1	
中小企業庁			1			
国土交通省	9	6	195	13	14	
観光庁			3			
気象庁		1	1		1	
運輸安全委員会			—			
海上保安庁		1	1		1	
環境省	1	4	17	3	5	
原子力規制庁			1			
計	35	35	736	70	64	

②交流採用(民→官)

(単位：人)

府 省	年	新規採用者数			在職者数	
		令和2	令和3	累計	令和2	令和3
会計検査院			1	4	2	1
人事院				—		
内閣官房			1	1		1
内閣府	4	12	52	10	15	
宮内府			1	1		
公正取引委員会	1		7	2	2	
警察庁	1	2	13	4	4	
金融庁	10	13	122	22	25	
消費者庁			4	18	2	4
デジタル庁			1	1		1
総務省	11	16	149	27	29	
法務省			1			
外務省	17	23	196	37	46	
財務省	10	9	164	19	20	
国税庁			1			
文部科学省	2	6	25	7	8	
スポーツ庁	7	4	37	14	12	
文化庁	5	2	7	5	7	
厚生労働省	24	43	245	52	71	
農林水産省	13	7	117	21	21	
林野庁		1	8	1	1	
水産庁		2	7		2	
経済産業省	47	43	532	95	91	
資源エネルギー庁	3	2	59	6	5	
特許庁	2	3	16	6	6	
中小企業庁	4	1	28	6	5	
国土交通省	78	94	840	165	174	
観光庁	2	2	58	8	5	
気象庁		1	1		1	
運輸安全委員会		1	1		1	
海上保安庁			5	1		
環境省	7	13	108	23	25	
原子力規制庁		1	9	3	2	
(小計)	248	308	2833	539	585	
日本郵政公社			41			
計	248	308	2874	539	585	

(注1) 「累計」は、制度の施行(平成12年3月21日)から令和3年12月31日までの間に交流派遣又は交流採用された者の累積数。

(注2) 「派遣者総数」及び「在職者数」は、各年12月31日現在。

新規の交流採用者数が大幅に増加した要因としては、行政需要の多様化に伴い民間人材の活用が進んでいることに加え、新型コロナウイルス感染症への対応のために各府省の業務が増加し、即戦力となる人材を交流採用で確保したこと等が考えられます。

本制度創設から令和三年末までの二二年間に実施された官民人事交流の累積数は、交流派遣が七三六八、交流採用が二、八七四人となっています。

(1) 府省等別・業種別の状況

府省等別の状況では、交流派遣者数が多かったのは、金融庁（六八）、国土交通省（六八）、経済産業省（四八）及び環境省（四八）であり、交流採用者数が多かったのは、国土交通省（九四八）、厚生労働省（四三三）及び経済産業省（四三三）となっています。また、年末時に交流派遣中の人数が多かったのは、国土交通省（一四八）、経済産業省（一一八）及び金融庁（七八）であり、交流採用中の人数が多かったのは、国土交通省（一七四八）、経済産業省（九一八）及び厚生労働省（七一一）となっています。

また、業種別の交流状況をみると、交流派遣では、サービス業が最も多く、次いで

金融業・保険業、製造業が多くなっています。交流採用では、金融業・保険業が最も多く、次いで製造業、サービス業の順となっており、交流派遣と交流採用を合わせると、金融業・保険業、製造業及びサービス業の三業種で全体の六三%を占めています。

(2) 期間（任期）別状況

交流派遣、交流採用のいずれも二年とするものが最も多く、交流派遣でも交流採用でも八割を超えています。

(3) 年齢別状況

交流派遣者の年齢は三〇歳台及び四〇歳台、交流採用者の年齢は三〇歳台及び二〇歳台が中心となっています。

(4) 退職型・雇用継続型別の交流採用の状況

交流採用には、いったん民間企業を退職して府省に採用される仕組み（退職型）と、民間企業を退職することなく府省に採用される仕組み（雇用継続型）があります。雇用継続型により交流採用された者が、三〇八人中三〇六人と、交流採用の九九%を占めています（退職型は二八）。なお、雇用継続型であっても、民間企業側から賃

金を受けることは、全体の奉仕者という公務員の地位から法律上禁止されています。福利厚生については、公務の公正に疑問を生ぜしめないものとして人事院規則等に定めたもの（社内預金、住宅の利用など）の給付を受けることは可能となっています。

(5) 女性の交流の状況

女性の交流は、交流派遣においては五人、交流採用においては五二人の交流が行われています。女性の登用推進の観点からも、本制度を活用した女性職員に対する職務経歴の付与が重要と考えます。

3 おわりに

人事院は、官民人事交流制度の発足以来、制度の周知や交流基準の見直しなどを行ってきました。今後とも、公務の公正性に対する国民の信頼を確保しつつ、官民人事交流の活用が一層図られるような環境整備に努めていきたいと考えています。

※ 人事院ホームページには、官民人事交流制度の概要や民間企業に対する公募情報も掲載されています。

民間企業に派遣された方や、国の機関に採用された方々の声

○ 民間企業に派遣された方（交流派遣）

- ・ 一定の知見のあった分野でも、新しい気付きが非常に多くありました。
- ・ 官民という異なる環境であっても、人々の生活を向上させるという目的や根本で大事にしている思想は同じだという気付きを得ることができました。
- ・ 復帰後、テレワークやペーパーレス、業務の効率化など民間企業が進んでいる部分を活かすことができていると思います。

○ 国の機関に採用された方（交流採用）

- ・ 交流採用先府省での業務を通じて、様々な業種の人々と関係を持つことができ、復帰後の仕事の幅を広げることができました。
- ・ 国の政策に対する理解や関心が高まり、「国」と「民間企業」の双方の観点から物事を考察するようになったと思います。
- ・ 官民人事交流制度は、職員本人の成長により民間企業側に付加価値を提供できること、国の政策に貢献できることから、職員、民間企業、国の三者におけるWin-Win-Winの関係があると考えます。

官民人事交流の仕組みについて

- ① 対象となる民間企業は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社等のほか、一定の要件を満たす信用協同組合及び信用協同組合連合会、信用金庫連合会、労働金庫、農林中央金庫、監査法人、弁護士法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、消費生活協同組合、特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）。
- ② 官民人事交流は、国から民間への交流派遣及び民間から国への交流採用からなる。

【交流派遣】

国の機関等の職員を民間企業に派遣。

- 身 分：公務員の身分は引き続き保有。公務には従事しない（民間企業に雇用）
- 期 間：三年以内（必要がある場合、五年まで延長可）
- 服 務 等：派遣前に在職していた府省等に対する許認可申請等の業務や国家公務員としての地位等に係る影響力利用行為の禁止
- 給 与：派遣先の民間企業が賃金を支給（国からの支給はない）

【交流採用】

民間企業の従業員を任期を付して国の機関等で採用。

いったん民間企業を退職する「退職型」と民間企業との雇用を継続したまま採用される「雇用継続型」の二つのタイプがあり、いずれかを選択。ともに、任期満了後は、交流元企業に復帰。

- 身 分：常勤の国家公務員として採用
（民間企業との間では、いったん退職又は雇用継続のいずれかを選択）
- 任 期：三年以内（必要がある場合、五年まで更新可）
- 服 務 等：交流元企業の業務に従事することや交流元企業に対する許認可等の業務を行う官職に就くことの禁止
- 給 与：国が給与を支給（民間企業からの支給はできない）

- ③ 人事院は、公務の公正性を確保しつつ、円滑な交流に資するよう、交流審査会の意見を聴いて、許認可権限のある民間企業との間の交流、一定額以上の契約関係のある民間企業との交流、刑事起訴等を受けた民間企業との交流などについて交流基準を策定。